

大阪府生活福祉資金 総合支援資金貸付のご案内

目的 失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、資金を貸し付けることにより自立が見込まれる世帯への支援を目的とする。

貸付対象 資金の貸付対象は、以下のすべてに該当する世帯です。

- 1) 生計中心者の失業や減収により生計の維持が困難となった低所得者世帯であること。
- 2) 生計中心者が就労(増収)することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること。
- 3) 生計中心者が就労(増収)することにより世帯の自立が見込めること。
- 4) 生計中心者が離職の日から原則として2年を超えていないこと。
もしくは、同一事業所において6か月以内の減収で、3か月以内に確実な増収の見込みがあること。
- 5) 生計中心者が原則として20歳以上65歳未満であること。
- 6) 借入申込者が外国人の場合は、将来とも永住する確実な見込みがあること。
(在留資格が特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等に限る)
- 7) 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること。

※生計中心者とは、世帯の生計をご自身単独の収入または、他の世帯員収入を合わせて維持していた方を指す。

ただし、次の方は本制度の対象となりません。

- ・居住地と住民票の住所が異なる方、住居を有さない方(※住居確保給付金により住宅を確実に確保できる場合を除く)
- ・定職(同一の雇用主に3か月以上継続して雇用されていた職)を有していなかった方
- ・現在、病気療養中等により求職活動の困難な方
- ・「生活福祉資金」「小口生活資金」「かけこみ緊急資金」等の公的な貸付を受け、延滞・猶予者がいる世帯、および元世帯員(※延滞していなくても貸付により償還が困難になると判断される場合は貸付対象外)
- ・大阪府および全国の都道府県社会福祉協議会が債権保有する資金(コロナ特例貸付を除く)に対し破産申立をした方がいる世帯
- ・現在、「離職者支援資金」「総合支援資金」等を償還中の方(延滞・猶予中の方も同様)がいる世帯
- ・「生活福祉資金」の連帯保証人がいる世帯
- ・現在、職業訓練受講給付金を受けている方または世帯員に受けている方がいる場合
- ・雇用保険一般求職者給付受給中、給付制限中、または受給資格を有する方、日雇労働被保険者手帳(雇用保険法第44条)、日雇特例被保険者手帳(健康保険法第69条の9)を保有している方
- ・年金等公的給付(労災保険休業補償給付等)を受給中の方
- ・生活保護法の被保護世帯
- ・多額の負債がある方、破産申立手続き中など法的整理中の方がいる世帯(一時生活再建費を申請する場合を除く)
- ・世帯合計収入が生活福祉資金対象世帯収入基準(生活保護基準の1.8倍)を超えている場合
- ・多額の貯蓄等を有する世帯
- ・自営業者(会社役員、業務委託を含む)の方(※廃業届、閉鎖登記の上、別の就業を考えている場合を除く)
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が属する世帯

貸付には審査があります。審査により、ご利用いただけない(または貸付額を減額する)場合があります。審査結果が「不承認」または「減額」となった場合、その理由はお答えできませんのでご了承ください。また、虚偽の申請等不正な申込と判断した場合は、警察に通報します。

連帯保証人

連帯保証人は以下のいずれにも該当することが必要です。

- ・借入世帯と別世帯であり、原則として大阪府に居住する方
- ・20歳以上65歳未満で、府・市町村民税が課税されている安定した収入のある方
- ・外国人の場合は、将来とも永住する確実な見込みがある方

その他、以下の場合は連帯保証人となれません。

- ・居住地と住民票の住所が異なる方、特定の住居を有さない方
- ・生活保護法の被保護世帯の方
- ・生活福祉資金（小口生活資金等を含む）の借受人、連帯借受人または連帯保証人の方
- ・多額の負債がある方、破産申立手続き中など法的整理中の方

【連帯保証人の必要書類】※ご提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

- ①府・市町村民税課税証明書（全事項証明のもの） ②本人確認書類

貸付決定と資金交付

貸付の可否は、審査のうえ大阪府社協から郵送で通知します。貸付が決定した場合は、「借用書」に借受人、連帯保証人が必要事項を記入捺印し、印鑑登録証明書を添付のうえ、申込窓口の市区町村社協に提出してください。貸付金は銀行振込となります。

※住宅入居費の場合は、申請時に「借用書」を提出（印鑑登録証明書は新住所入居後）していただき、貸付金は不動産業者等に直接振込となります。

償還（返済）方法

借受人の金融機関口座から口座振替により償還していただきます。口座振替日は毎月27日です。（休日の場合は翌営業日）有利子での貸付の場合は、元金利子均等償還方式による償還となります。

就職活動状況報告

貸付期間中は、就職活動状況報告として「常用就職活動状況報告書」および「職業相談確認票」を毎月10日までに大阪府社協に送付していただきます。 **※報告書等が提出されない場合には、貸付を停止します。**

変更の届出

住所を変更したとき、貸付期間中に就職（職業訓練を受講）したとき、世帯員の転出入等世帯状況に変更があったとき、連帯保証人の死亡、失業等状況に変更があったとき等には、直ちに大阪府社協に届出ください。

貸付の停止

前項の届出があったときやその事実が判明したときは、貸付を停止または決定した貸付内容を変更することがあります。利用中の住居確保給付金が支給中止となった場合は、本貸付も貸付中止となります。

一括償還等

貸付金を他に流用したとき、社協による相談・支援に従わないとき（理由なく求職活動等を行わないとき等）、虚偽の申請その他不正な手段で貸付を受けたとき、故意に貸付金の償還を怠ったときは、貸付金の全部または一部を一括償還していただきます。

延滞利子

償還期限までに償還金が完済されなかった場合は、残元金につき年3%の延滞利子を徴収します。

その他

償還期間中は年1回程度、借受人と連帯保証人に償還残額をお知らせします。また、償還を滞納されると書面や電話等で督促を行います。災害・傷病・未就職等やむを得ない理由により償還が困難となった際は、申込窓口の市区町村社協または大阪府社協にご相談ください。

社会福祉法人	〒542-0012 大阪府中央区谷町7-4-15
大阪府社会福祉協議会	◇生活支援部 TEL：06-6762-9474 FAX：06-6767-1562

貸付条件

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
生活支援費 ：生活再建までの間に必要な生活費用 ※貸付期間中は、就職活動状況について報告いただきます。	単身世帯：月額15万円以内 複数世帯：月額20万円以内 ※貸付月額は、離職前の収入、減収額を限度として算定します。 貸付期間：3か月以内 ※貸付期間終了時において、就職が決まった方、住居確保給付金支給に伴う就労指導を受けている方は、3か月以内での延長申請が可能です。（※延長の場合も審査があります）	最終貸付日から 6か月以内	据置期間経過後 10年以内 （ただし、70歳までに完済できること）	連帯保証人あり ：無利子 連帯保証人なし ：年利1.5%	原則1名必要 （なしの場合は有利子 ただし、連帯保証人なしでも貸付可）
住宅入居費 ：住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ※現在住居がなく住居確保給付金を申請している方に限ります。	40万円以内	貸付日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は生活支援費の最終貸付日）から6か月以内			
一時生活再建費 ：生活再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用（家財道具の購入費、滞納している家賃や公共料金、債務整理に伴う費用） ※家財道具の購入費は、現在住居がなく住居確保給付金を申請している方に限ります。	60万円以内 ・家財道具は、生活を営む上で最低限必要なものに限り原則25万円以内とします。 ・家賃や公共料金の滞納は、滞納分を支払わなければ立ち退きや供給停止に至り、日常生活に支障をきたす場合に限り、原則30万円以内とします。（※就労中に発生した滞納は対象外） ・債務整理に伴う費用は、自己破産によらない方法（任意整理、特定調停）を対象とします。 ※法テラスの利用が優先です。				

必要書類

【共通して必要な書類】

①借入申込書	必要事項を自署で記入してください
②本人確認書類	原則、官公署が発行する顔写真付の証明書 ※マイナンバーカードの場合は必ず表面のみ使用します。
③申込世帯全員の住民票	3か月以内発行、続柄明記、本籍並びに個人番号が記載されていないもの（外国人は在留資格・期間が記載されているもの） ※現在住居がなく住居確保給付金を申請している方は、住民票の提出は不要です。（新住所入居後に提出いただきます）
④自立相談支援事業実施機関の意見書	実施機関に作成を依頼します
⑤自立支援計画書	申請時に作成していただきます
⑥同意書	・生活福祉資金貸付事業に係る同意書 ・職業訓練受講給付金に関する同意書 ※緊急小口資金・臨時特例つなぎ資金を同時申請する場合は、天引きの同意書が必要です。
⑦世帯員の収入を証明する書類	世帯員がいる場合のみ
⑧負債額の明細	負債がある場合のみ
⑨住居確保給付金支給申請書または決定通知書	住居確保給付金を申請している場合のみ

※ご提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

申込窓口

居住地の市区町村社会福祉協議会が申込窓口です。

本制度は世帯への貸付です。市区町村社協にてお困りの事情を詳しくお聞きし、本制度の利用による支援が適切と判断される場合は、借入申込書等の必要書類をご準備いただきます。市区町村社協より大阪府社協に提出された申請書類は、大阪府社協にて受付し審査を行います。※大阪府社協での受付から、資金交付まで約1か月かかります。※申込に必要な証明書の取得手数料、交通費等は全て借入申込者の負担となります。

【申請内容ごとに必要な書類】※各事項について必要書類が重複する場合は、当該書類は1部でかまいません。

《生活支援費を申請する場合（離職者）》

①失業前に収入があったことが明らかになる書類	雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、所得税の確定申告書、府・市町村民税課税証明書（全事項証明のもの）、給与明細（3か月分以上）など
②失業した時期が明らかになる書類	雇用保険受給資格者証、離職票、退職日の記載された源泉徴収票、健康保険任意継続被保険者証、個人事業の廃業届、閉鎖謄本など
③求職申込み・雇用施策利用状況確認票	管轄のハローワークに作成を依頼します

《生活支援費を申請する場合（収入減少者）》

①収入減少の原因および事実が明らかになる書類	収入減少の原因を証する書類 給与明細または給与振込の預金通帳の写し（直近6か月程度）
②3か月以内に収入が増加する見込みが確認できる書類	事業主の発行する支払証明（見込み額）、給与支払証明書など

《住宅入居費を申請する場合》

①住居確保給付金関係書類（3種類）	・入居予定住宅に関する状況通知書 ・住居確保給付金支給対象者証明書 ・入居予定住宅の停止条件付不動産賃貸契約書または重要事項説明書
②住宅入居費の借用書	借入申込書の償還計画に基づき、申請時に作成していただきます

《一時生活再建費を申請する場合》

▶家財道具の購入費	家財道具の見積書
▶滞納している家賃や公共料金	滞納している家賃の請求書および賃貸契約書、公共料金の供給停止命令書
▶債務整理に伴う費用	債務整理に要する費用の明細書（※本貸付を含めないことが条件）

※上記書類の他、審査の過程で追加書類が必要となる場合があります。